



宮古島市「宿泊税」導入に関する 宿泊事業者説明会及び意見交換会

2024年1月
宮古島市法定外目的税庁内検討委員会
事務局



今日の流れ

1. あいさつ

2. 宿泊税導入に関する現状の説明

- ① 宿泊税導入の目的
- ② これまでの経緯
- ③ 検討中の宿泊税の概要案
- ④ 用途について
- ⑤ 導入に向けてのフロー
- ⑥ 宿泊客からの徴収スキームと宿泊事業者の皆様に行っていただくこと

3. 質疑応答・意見交換



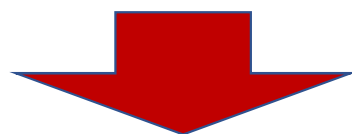
1. 宿泊税導入の目的



観光客の増加に伴い、宮古島市の自然環境や住民生活に及ぼす負荷が増大している。

エコアイランド宮古島として持続可能な観光地域づくりを目指す必要がある。

宮古島の自然環境の受益者である観光客にも応分の負担を求めるため目的税を導入する。



環境の保全と持続可能な観光による観光地づくりの実現



宮古島市
千年先の、未来へ。



2. これまでの経緯



令和3年度 施政方針より

2. 重点施策

(3) 地域の宝の次世代への継承

環境の保全と持続可能な観光の両立へ向けて、「**入島協力金制度**」の創設を検討します。



令和3年度(2021年度)の実施内容

宮古島市観光推進協議会において、宮古島市の永続的な観光推進を図るため、

- ①**入島税 (法定外目的税)** ②**宿泊税 (法定外目的税)** ③**入島協力金**
に絞り込み、具体的な導入について検討を進める。



2. これまでの経緯



新たな財源確保をめざし、3つの方策について検討。 **優3点**、**良2点**、可1点、不可0点で採点し、比較検討した。

比較項目	入島税 (法定外目的税)	宿泊税 (法定外目的税)	入島協力金
①徴収体制構築への課題	良 (2)	優 (3)	可 (1)
—	同規模の自治体での類似例がない。独自に検討を要する項目が多い	類似例がある。沖縄県と恩納村で導入に向け調整済み	他の協力金がすでにあり、徴収方法や管理方法に課題がある
②徴収額と使途のバランス	優 (3)	優 (3)	可 (1)
—	安定	安定	不安定。観光地づくりのための事業執行が可能か不明瞭
③市民生活への影響	可 (1)	優 (3)	優 (3)
—	市民も負担	市民負担ほぼなし	市民負担は任意
合計	6	9	5



令和3年度(2021年度)検討結果

①徴収体制 ②収入と使途のバランス ③市民生活への影響を考慮し、**宿泊税が最適と判断**
⇒市の税制度の検討機関である、宮古島市法定外目的税庁内検討委員会へ提案

2. これまでの経緯



令和4年度(2022年度)の実施内容

- ①市内宿泊事業者への個別ヒアリング（12社）
- ②第1回法定外目的税庁内検討委員会の実施（R5.1月）



令和4年度(2022年度)検討結果

R5.1月に開催された法定外目的税庁内検討委員会により、宿泊税導入に向けた具体的推進を行うことが決定。

- ・事業者の過度な負担とならないよう考慮が必要
- ・用途を明確に示すことが必要



3. 検討中の宿泊税の概要（案）



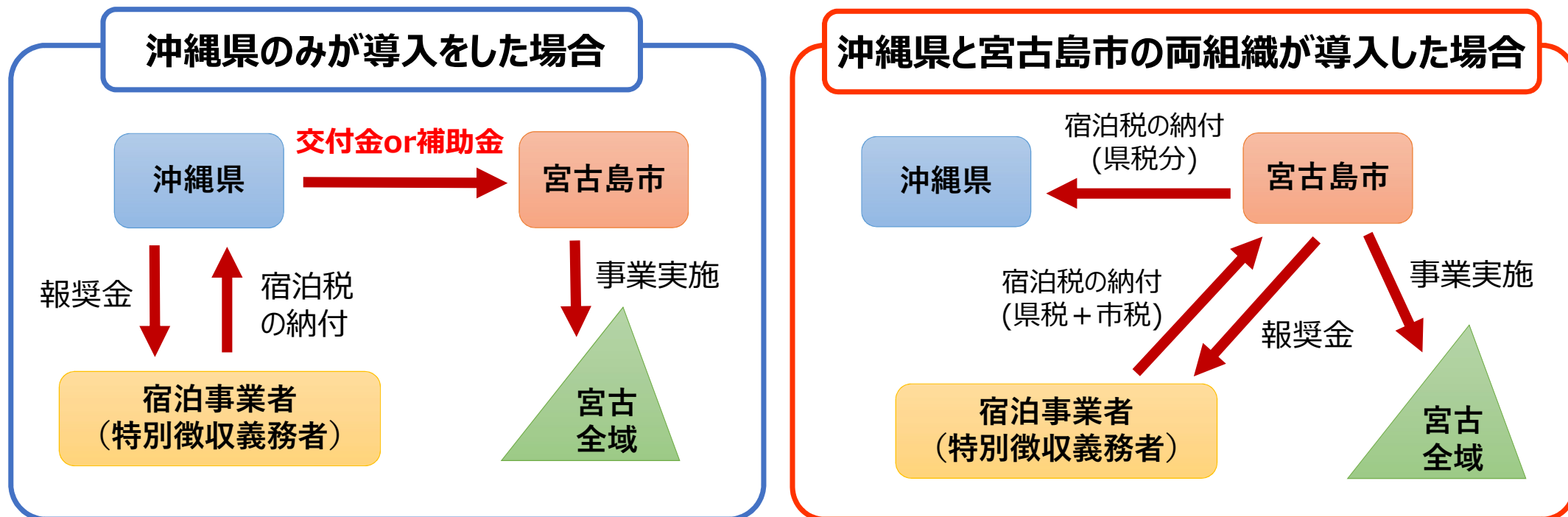
	宿泊税の内容（原案）
課税客体	宿泊施設等への宿泊
納税義務者	宮古島市内のホテル、民泊等における宿泊者
徴収方法	ホテル等の事業者、および民泊等による特別徴収
課税標準	ホテル等における宿泊日数
課税免除	宿泊料金 5千円未満 、 修学旅行
税率	1泊あたりの宿泊料金 2万円未満 200円 2万円以上 500円 ※県が宿泊税を導入した際には、50%（あるいは25%）を県に納付
税収規模試算	R2年度基準：空港降客数約35.9万人×平均宿泊日数2.83×¥200÷2＝約1.01億円 R4年度基準：空港降客数約73.7万人×平均宿泊日数2.86×¥200÷2＝約2.11億円 ＊試算方法：（空路観光客数×平均宿泊日数）×200円÷2（半分は県）
宿泊事業者への報償金	導入から 5年間は税収の3.0% 、 6年目以降は2.5% を予定



内容についてはまだ案であり、県と協議中です。
（県も導入を検討しており、整合性をとる必要があるため。）



3. 検討中の宿泊税の概要



宮古島市が宿泊税を導入しなかった場合には、県主導で導入が推進される。

宮古島市が主導権を持って宿泊税の導入を推進することで税の用途の幅が拡大し、市の実情や課題に応じた柔軟な対応が可能となる。

4. 宿泊税の用途



受入体制の充実強化



- 観光に関する危機管理、二次交通、観光関連施設整備、人材育成・確保、その他

環境及び景観の保全

- 観光地・海岸・道路の美化、清掃、除草など



文化芸術・スポーツ振興

- 文化・芸能・歴史・史跡等を活用した観光コースやコンテンツ造成、ガイド育成など



持続可能な観光の推進

- 観光協会が推進するサステイナブル・ツーリズムガイドラインの普及促進など



4. 宿泊税の使途



先進他地域の宿泊税活用事例

福岡市

宿泊事業者受入環境充実の支援 《経済観光文化局》

<補助金を活用して導入されたもの>



金沢市	<ul style="list-style-type: none"> 中央観光案内所の運営 芸妓文化や茶屋文化の継承への支援
倶知安町	<ul style="list-style-type: none"> ニセコ・羊蹄山の環境保全 冬のくっちゃんナイト号運行（交通事業）

京都市

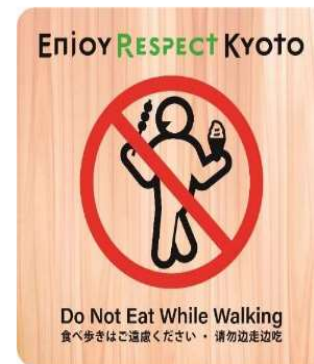
観光案内標識による混雑緩和
(観光客が集中する通から周辺施設へ誘導)



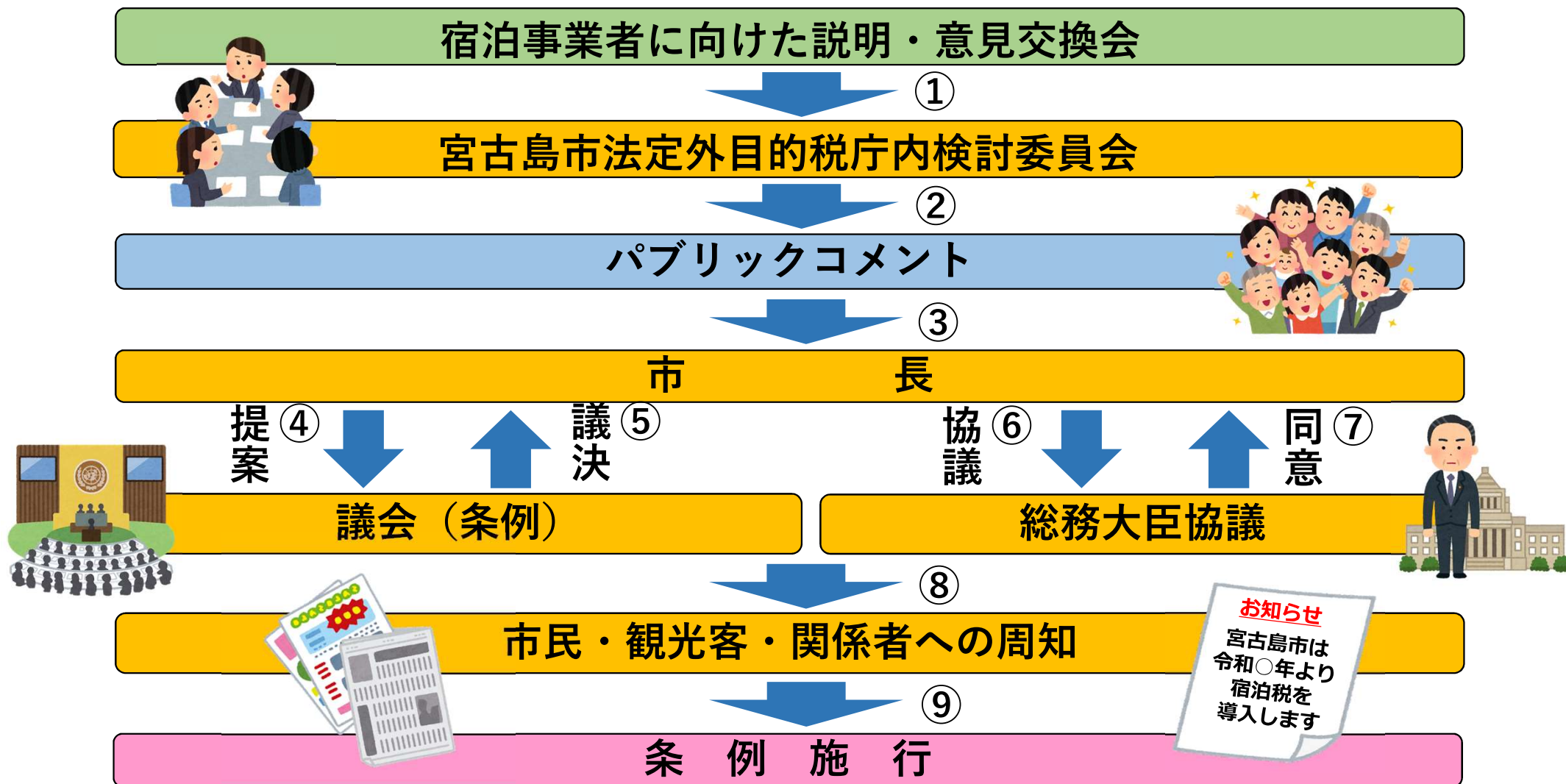
文化財の修繕経費の助成



マナー啓発



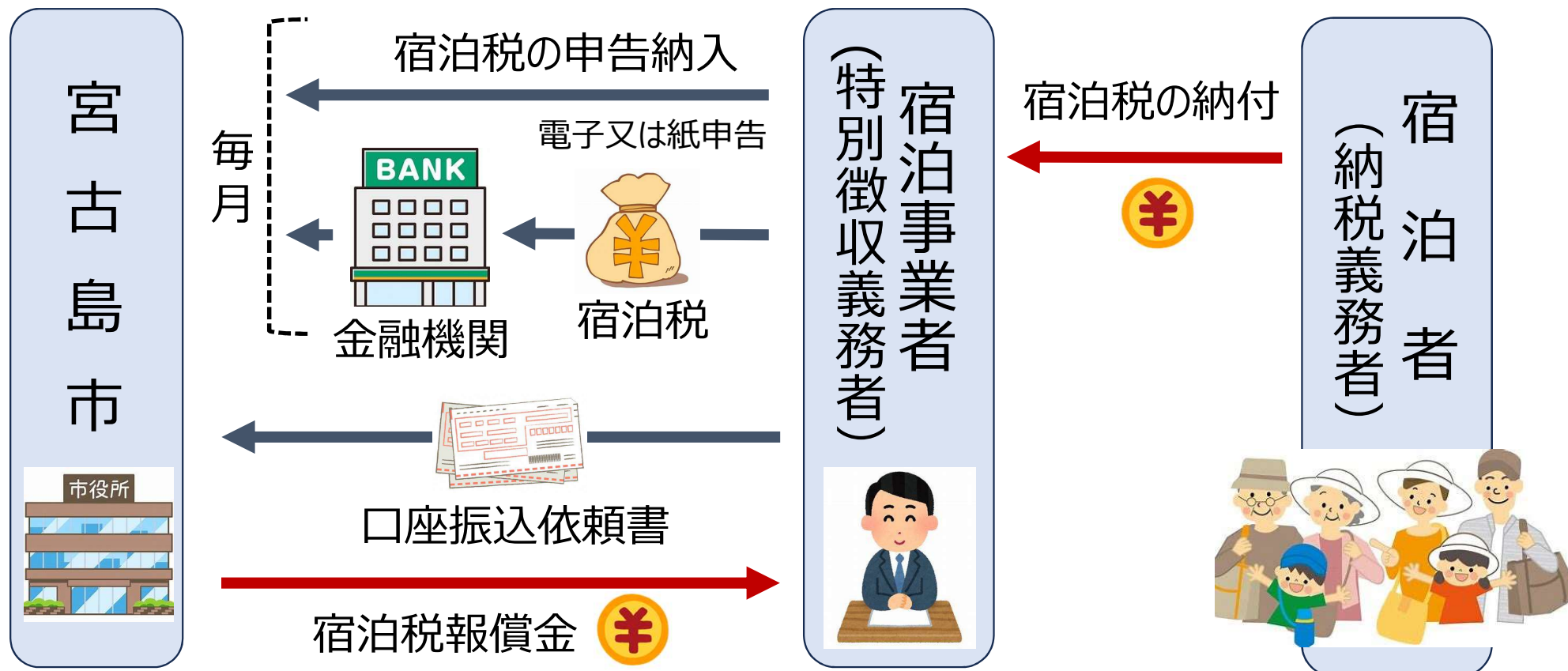
5. 宿泊税導入に向けてのフロー



6. 宿泊客からの徴収スキームと宿泊事業者の皆様に行っていただくこと



宿泊税の手続きの流れ（案）



7. Q&A



宿泊税とは、どのような税金ですか。	宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められる法定外目的税です。
宿泊の定義を教えてください。	宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します 1. その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの 2. 1以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
宿泊料金の定義を教えてください。	宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金となります。宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。
延長料金は宿泊料金になりますか。	宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。
添い寝の幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。	幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、添い寝無料などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。
連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。	宿泊税は、1人1泊当たりの宿泊料金により200円又は500円の宿泊税が宿泊数に応じて課税されます。したがって、連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
個人で民泊を営んでいる場合も課税の対象ですか。	宿泊税は、旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅において、宿泊料金を支払って宿泊をする宿泊者が納税義務者となるため、民泊も課税対象となります。

7. Q&A



<p>マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。</p>	<p>いわゆる「ウィークリーマンション」等の短期賃貸住宅は、営業実態により旅館業法上の営業施設と判断され、宿泊税の課税対象となる場合があります。</p>
<p>キャンプ場（バンガロー、テントサイト）は宿泊税の対象ですか。料金は1サイトあたりの設定となる場合、宿泊税はどのように扱われますか。</p>	<p>宿泊税の課税対象となる施設は、宮古島市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅ですので、バンガローは旅館業の許可を受けていれば課税対象ですが、旅館業の許可がないテントサイトは課税対象ではありません。</p>
<p>宿泊施設の規模や金額に関わらず、宿泊税はかかるのでしょうか。</p>	<p>宿泊税の料率については、沖縄県の検討内容と整合性を取る必要があります。宿泊税の詳細は、検討委員会で審議して決定されることとなりますが、現在のところ、沖縄県同様5,000円未満の宿泊料金や、修学旅行については不徴収とする見込みです。</p>
<p>1室当たりの宿泊料金を設定しており、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。</p>	<p>1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1人当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。</p>
<p>キャンセル料の取扱いを教えてください。</p>	<p>キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>沖縄県が導入した場合、二重課税にならないでしょうか。</p>	<p>沖縄県が宿泊税を導入した場合には、市が徴収する宿泊税から県に納入することになります。県と市の両方に納入していただく必要はありません。</p>
<p>宿泊税は、宿泊事業者が支払うのでしょうか。</p>	<p>宿泊税は宿泊者が負担することになります。宿泊事業者の皆様は、特別徴収事業者として登録いただくこととなります。</p>



質疑応答・意見交換



参考・引用



福岡市

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou-s/life/syuku_shito.html

京都市

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275019.html>

金沢市

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/zeimuka/gyomuannai/2/8/9196.html>

倶知安町

https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/3474/

